

水資源保全地域内で土地取引を行う場合は、 3か月前までに届出が必要です。

—長野県豊かな水資源の保全に関する条例が平成 25 年 3 月に施行されました—



千曲川源流（川上村）

条例制定の趣旨

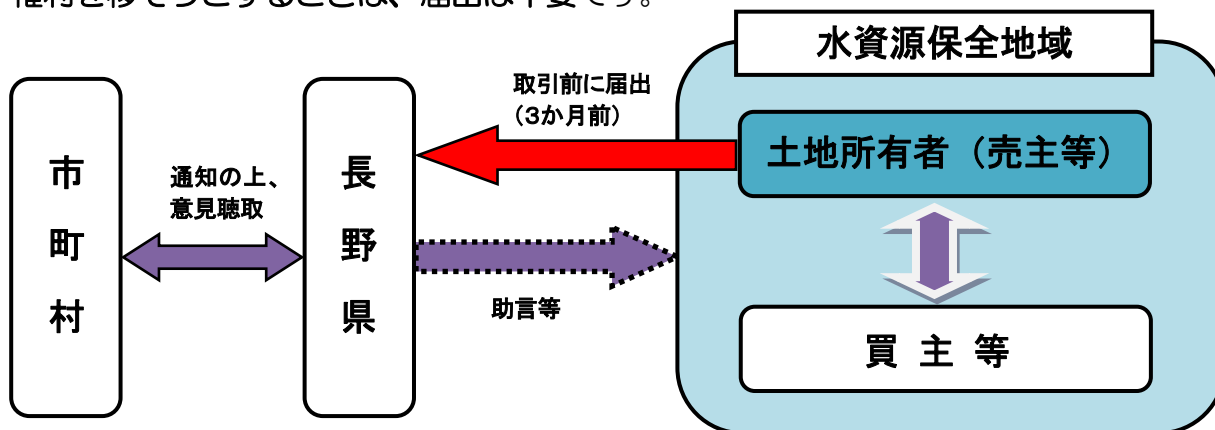
- 長野県の豊かな水資源は、県民共有の貴重な財産です。
- 全ての県民が豊かな水資源の恵みを楽しむことができるようにするためには、県や市町村、土地を所有者している方、事業者の方、県民の皆さんが、それぞれの役割を認識し、本県の水資源の保全に取り組んでいく必要があります。
- このため、県では、水資源保全地域の土地取引について、事前届出制度により、常に把握し、適切に指導・監視していく新たな条例を制定しました。

水資源保全地域とは？

- 水源地域のうち、その土地の所有及び利用の状況等を勘案して、水源涵養機能の維持・増進など水資源の保全のため必要があると認める区域であって、市町村長からの申出等により、知事が指定した区域です。
- 水資源保全地域の指定区域は、県のホームページ又は県庁環境部水大気環境課・当該指定区域を管轄する地域振興局で確認できます。

事前届出制度の手続の流れ

○水資源保全地域内に土地を所有等している方が、その土地の権利を移そうとするときは、**契約締結の3か月前までに、その土地の所在地を管轄する地域振興局を経由して知事に届出することが必要です。**ただし、森林の土地以外の土地で、500㎡未満の土地の権利を移そうとするときは、届出は不要です。



○届出を受けた県は、市町村の意見を聴いた上で、必要に応じ、水資源保全の観点から届出者（売主等）又は買主等に助言を行います。

届出が必要な土地取引の形態

- ①所有権の移転（売買、交換、営業譲渡、譲渡担保、代物弁済、現物出資、共有持分の譲渡、信託受益権の譲渡、地位譲渡、第三者のためにする契約）
 - ②地上権・賃借権の設定・譲渡
 - ③予約完結権・買戻権等の譲渡
- ※①～③の取引の予約である場合も含まれます。

届出の手続

- 届出者 水資源保全地域内の土地に関する権利を有する者（売買であれば売主）
- 届出時期 契約締結日の3か月前まで
※契約の相手方が決まる前でも、移転等を行う意思があるときは、届出が可能です。
- 届出窓口 土地の所在地を管轄する長野県地域振興局
- 届出事項 届出書に次の事項を記載
 - ・契約当事者（売主等及び買主等）の氏名、住所等
 - ・契約締結予定年月日
 - ・契約の態様
 - ・移転等を行う予定の土地の所在地、地目、面積、利用状況
 - ・移転等後の土地の利用目的
- 届出部数 1部

届出書の様式

記載例

(様式第2号) (第6条関係)

水資源保全地域土地売買等届出書

平成26年2月1日

長野県知事 殿

所有権など土地に関する権利を現在有している方(売主等)が届出者となります。

届出者 住所 **長野市大字南長野字幅下692-2**

(法人にあっては、主たる事務所の所在地)

氏名 **長野 太郎** (印)

(法人にあっては、名称及び代表者の氏名)

連絡先(電話番号)を記載してください。

電話 **026-232-0111**

長野県豊かな水資源の保全に関する条例第10条第1項の規定により、下記のとおり届け出ます。

記

法人にあっては、その名称、代表者の役職名及び氏名を記載してください。

1 契約の締結に関する事項

契約の相手方(譲受人)	住所	松本市大字島立1020		
	氏名	(株)△△産業 代表取締役社長 松本 花子		
	電話	0263-47-7800		
	業種(職種)	<input type="checkbox"/> 不動産業	<input type="checkbox"/> 林業	<input checked="" type="checkbox"/> その他(製造業)
契約締結予定年月日	平成26年 5月15日			
契約に係る土地に関する権利の種類	<input checked="" type="checkbox"/> 所有権 <input type="checkbox"/> 地上権 <input type="checkbox"/> 賃借権 <input type="checkbox"/> その他() の <input checked="" type="checkbox"/> 移転 <input type="checkbox"/> 設定			
契約に係る土地に関する権利の内容	移転又は設定の態様	売買		
	地上権又は賃借権の場合	存続期間	権利に期間の定めがある場合、その期間を記載してください。	
	残存期間	1㎡単位(1㎡未満は、四捨五入)で記載してください。		

2 土地に関する事項

番号	登記簿上の土地の所在 必ず地番まで記載してください。	地目		面積(㎡)	
		登記簿	現況	登記簿	実測
1	長野市大字〇〇20-1	山林	山林	3,550	3,550
2	長野市大字〇〇20-2	原野	原野	1,830	1,830
3	土地が3筆を超えるときは、別紙に必要事項を記載してください。				
合計	2 筆	—	—	計 5,380	計 5,380
土地利用の現況	山林・荒地(耕作等していません。)				
権利の移転又は設定後における土地の利用目的	<input type="checkbox"/> 現在の土地利用と同じ <input checked="" type="checkbox"/> 現在の土地利用と異なる(建物面積2,300㎡のミネラルウォーター工場の建設) <input type="checkbox"/> 未定				
	取水の有無	<input checked="" type="checkbox"/> 有(地下水を1日当たり約300㎡取水する予定) <input type="checkbox"/> 無			

()内は可能な限り詳細に記載してください。また、()に記載しきれない場合は、別紙に記載して、この届出書に添付してください。

※ 届出書には、次の図面を添付してください。

- 土地の位置を明らかにした縮尺5万分の1以上の地形図(例:道路地図等)
- 土地及びその付近の状況を明らかにした図面(例:住宅地図等)

よくあるご質問

Q1 相続や贈与により、水資源保全地域に指定されている土地に関する権利を取得しましたが、届出は必要ですか。

A1 必要ありません。対価の授受を伴わない土地売買等の契約は、届出の対象ではありません。

Q2 移転予定の土地の面積が小さくても、届出は必要ですか。

A2 森林の土地以外の土地で、500㎡未満の土地の権利を移転しようとするときは、届出は不要になります。

Q3 地元の市町村に土地を売ることになりましたが、届出は必要ですか。

A3 必要ありません。当事者の一方が国又は地方公共団体の場合は、届出は不要になります。

Q4 農地の売却を予定していますが、届出は必要ですか。

A4 農地法第3条第1項の規定により農業委員会の許可を受ける場合は、届出は不要になります。

Q5 届出をしないと、どうなりますか。

A5 届出をしなかったり、虚偽の届出をすると、知事が勧告を行います。勧告の指示に従わない場合は、氏名等を公表することがあります。

届出先・問い合わせ先

○届出書は、郵送又は持参により提出してください。

届出先	住 所	電話番号
佐久地域振興局 環境・廃棄物対策課	〒385-8533 佐久市跡部 65-1	0267-63-3166
上田地域振興局 環境課	〒386-8555 上田市材木町 1-2-6	0268-25-7134
諏訪地域振興局 環境課	〒392-8601 諏訪市上川 1丁目-1644-10	0266-57-2952
上伊那地域振興局 環境・廃棄物対策課	〒396-8666 伊那市荒井 3497	0265-76-6817
南信州地域振興局 環境課	〒395-0034 飯田市追手町 2丁目 678	0265-53-0434
木曾地域振興局 総務管理・環境課	〒395-8550 木曾郡木曾町福島 2757-1	0264-25-2234
松本地域振興局 環境・廃棄物対策課	〒390-0852 松本市大字島立 1020	0263-40-1941
北アルプス地域振興局 総務管理・環境課	〒398-8602 大町市大町 1058-2	0261-23-6563
長野地域振興局 環境・廃棄物対策課	〒380-0836 長野市大字南長野南県町 686-1	026-234-9590
北信地域振興局 環境課	〒383-8515 中野市大字壁田 955	0269-23-0202

○条例・事前届出制度に関するお問い合わせは、**長野県庁 環境部 水大気環境課**にお願いします。

電 話	ファクシミリ	電子メール
026-235-7176	026-235-7366	mizutaiki@pref.nagano.lg.jp